

## 平成18年事業所・企業統計調査における産業分類格付の手順

事業所の産業分類格付については、「7 事業所の事業の種類・業態」欄の「(1) 主な事業の内容」欄、「(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目」欄及び「(3) 事業の業態」欄の記入内容に基づいて、総合的に判断して決定する。

以下、具体的な産業分類格付の事例である。

## 「(1) 主な事業の内容」欄の記入内容だけで格付する事例

「(1) 主な事業の内容」欄の記入内容から「J 581 自動車小売業」に格付する。

7 事業所の事業の種類・業態	(1) この事業所で行っている <b>主な事業の内容</b> を記入してください	市区町村記入欄				(2) <b>(1)の主な事業の内容</b> について その <b>生産品 取扱い商品</b> 又は <b>営業種目</b> を 収入額又は販売額の多い順に記入してください	
		5	8	1	-		
<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業所で行っている事業の内容について、別にお配りした「<b>調査票の記入のしかた</b>」を参照して できるだけ詳しく記入してください</li> <li>2種類以上の事業を行っている場合は、<b>主な事業</b>について記入してください</li> <li><b>主な事業</b>は 過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもので決めてください</li> </ul>	自動車の小売業					自動車	
		(3) 上記に記入した「主な事業の内容」が <b>製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事</b> の場合は それぞれの事業の業態について 当てはまる番号を一つで囲んでください					
		ア 物品の製造・加工・卸売・小売をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主に製造して出荷又は卸売</li> <li>② 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工</li> <li>③ 主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を卸売</li> <li>④ 主に他企業の事業所(下請先も含む)で製造・加工した物品を卸売</li> <li>⑤ 主に製造して小売</li> <li>⑥ 主に製造は行わず小売</li> </ul>	イ 土木・建築工事を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 主に土木工事の施工額が80%以上</li> <li>8 主に建築工事の施工額が80%以上</li> <li>9 土木工事と建築工事の施工額がいずれも80%未満</li> </ul>		

## 「(1) 主な事業の内容」欄だけでは決定できないため、「(2) 生産品 取扱い商品又は営業種目」欄の記入内容と合わせて格付する事例

「(1) 主な事業の内容」欄の記入内容から「F 製造業」(大分類)は決定できるが、中分類以下が決定できないため、「(2) 生産品 取扱い商品又は営業種目」欄の記入内容を確認し、「F 282 電子計算機・同附属装置製造業」に格付する。

7 事業所の事業の種類・業態	(1) この事業所で行っている <b>主な事業の内容</b> を記入してください	市区町村記入欄				(2) <b>(1)の主な事業の内容</b> について その <b>生産品 取扱い商品</b> 又は <b>営業種目</b> を 収入額又は販売額の多い順に記入してください	
		2	8	2	-		
<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業所で行っている事業の内容について、別にお配りした「<b>調査票の記入のしかた</b>」を参照して できるだけ詳しく記入してください</li> <li>2種類以上の事業を行っている場合は、<b>主な事業</b>について記入してください</li> <li><b>主な事業</b>は 過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもので決めてください</li> </ul>	電子機器の製造卸売業					パソコン DVDプレーヤー	
		(3) 上記に記入した「主な事業の内容」が <b>製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事</b> の場合は それぞれの事業の業態について 当てはまる番号を一つで囲んでください					
		ア 物品の製造・加工・卸売・小売をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主に製造して出荷又は卸売</li> <li>② 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工</li> <li>③ 主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を卸売</li> <li>④ 主に他企業の事業所(下請先も含む)で製造・加工した物品を卸売</li> <li>⑤ 主に製造して小売</li> <li>⑥ 主に製造は行わず小売</li> </ul>	イ 土木・建築工事を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 主に土木工事の施工額が80%以上</li> <li>8 主に建築工事の施工額が80%以上</li> <li>9 土木工事と建築工事の施工額がいずれも80%未満</li> </ul>		

## 「(1) 主な事業の内容」欄及び「(2) 生産品 取扱い商品又は営業種目」欄だけでは決定できないため、「(3) 事業の業態」欄の記入内容と合わせて格付する事例

「(1) 主な事業の内容」欄及び「(2) 生産品 取扱い商品又は営業種目」欄の記入内容では、製造販売が「製造卸売」か「製造小売」か判断ができないため、「3 事業の業態」欄の記入内容を確認し、「1」であれば「F 143 建具製造業」、「5」であれば「J 591 家具・建具・畳小売業」に格付する。

7 事業所の事業の種類・業態	(1) この事業所で行っている <b>主な事業の内容</b> を記入してください	市区町村記入欄				(2) <b>(1)の主な事業の内容</b> について その <b>生産品 取扱い商品</b> 又は <b>営業種目</b> を 収入額又は販売額の多い順に記入してください	
		1	4	3	-		
<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業所で行っている事業の内容について、別にお配りした「<b>調査票の記入のしかた</b>」を参照して できるだけ詳しく記入してください</li> <li>2種類以上の事業を行っている場合は、<b>主な事業</b>について記入してください</li> <li><b>主な事業</b>は 過去1年間の収入額又は販売額の最も多いもので決めてください</li> </ul>	建具製造販売業					建具	
		(3) 上記に記入した「主な事業の内容」が <b>製造・加工 卸売・小売 土木・建築工事</b> の場合は それぞれの事業の業態について 当てはまる番号を一つで囲んでください					
		ア 物品の製造・加工・卸売・小売をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主に製造して出荷又は卸売</li> <li>② 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工</li> <li>③ 主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を卸売</li> <li>④ 主に他企業の事業所(下請先も含む)で製造・加工した物品を卸売</li> <li>⑤ 主に製造して小売</li> <li>⑥ 主に製造は行わず小売</li> </ul>	イ 土木・建築工事を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 主に土木工事の施工額が80%以上</li> <li>8 主に建築工事の施工額が80%以上</li> <li>9 土木工事と建築工事の施工額がいずれも80%未満</li> </ul>		